

根羽村水源の郷基金ご案内

～寄付を通じての村づくりに、ご参加・ご協力をお願い致します～

根羽村は、長野県の最南端に位置し、愛知県豊田市と岐阜県恵那市に接した「信州の南の玄関口」にあります。茶臼山を源とする愛知県三河地方の水瓶である「矢作川」の源流地にあります。人口は1,129人（平成22年国勢調査）で総面積89.95km²のうち92%が森林の山村です。林業と共に歩んできた当村では、森林や水源を適切に管理することは、村民に限らず、下流域の人々の生活や、地球環境を保全するための大切な使命だと考えています。「親が植え、子が育て、孫が伐る」という村民が先祖代々受け継いできたことばに象徴されるように、自然の再生サイクルを守った「水源の郷」としての林業立村を目指しています。

今、全国的に少子高齢化が進む中、根羽村でも高齢化率は約44%（24.3.31住基）と非常に高くなっています。しかし後期高齢者医療費は県下でも最低額となっており、元気で活躍される高齢者が多いと言えます。このような現状を踏まえつつ、水源の郷として、森林・林業を守り継ぐと同時に、地域に人が住み続けられるためには、特色ある地域づくりが大切だと思います。このためには、地域の人々が今まで以上に自分たちの地域を好きになることと、多くの応援団の皆様との交流と支援が必要です。地域にある資源と小さな自治体だからこそできる機動力を最大限活用し「持続可能な村づくり」を進めて参りたいと思っています。

そこで、この村づくりを進めるに当たって、村内外のひとりでも多くの皆様に、根羽村の応援団となっていただけるよう、寄付を通じて村づくりに参加、支援いただける仕組みとして、平成19年10月に「根羽村水源の郷基金」を創設しました。

既に多くの皆様にご支援をいただいておりますことに御礼を申し上げますと共に、一層のご支援を賜りますようご案内申し上げます。



根羽村長

根羽村水源の郷基金の目的

住所地に関らず、多様な人々の寄付による参加型の地方自治を実現し、村長の村づくり方針に沿って、根羽村の特性を生かした村づくりを実現していきます。

根羽村長の5つの村づくり方針

- 1 村民と一緒に考えて考え運営する村づくり
- 2 地域にある資源を利活用した産業の創出と雇用のある村づくり
- 3 若者、高齢者等住民の健康増進、福祉対策や生きがいのある村づくり
- 4 教育、文化、子育て支援の充実した村づくり
- 5 生活環境整備と村民の安全を確保する地域防災対策の充実した村づくり

根羽村水源の郷基金(寄付金)の用途・指定

根羽村水源の郷基金にご寄附いただける方は、下記 a~e の5つの事業のうち、どの事業に寄付金を充てるかを指定してください。また、事業の指定がない寄付金については、根羽村長が5つの事業のいずれかで使い道を決めさせていただきます。

1 水源・森林保全、自然エネルギーの活用など環境保全に関する事業

a. 広葉樹の植林を行い、多様な樹種による山づくりを行います。

(寄附目標額: 500 万円)

b. 公共施設に太陽光発電設備を設置します。

(寄附目標額: 1,500 万円)

2 森林・林業に関する技術普及、遊休耕地の利活用、山村文化・木材芸術の継承など自然を生かした地域振興に関する事業

c. 森林・木工芸術に関する資料を整備します。

(寄附目標額: 3,000 万円)

d. 住民との協働により、遊休耕地の利活用を推進します。

(寄附目標額: 300 万円)

3 住民の助け合いや福祉の充実に関する事業

e. ひとり暮らしの高齢者の見守り活動、地域住民による防災、ヘルパー活動など住民同士の助け合い活動を支援します。

(寄附目標額: 300 万円)

基金の積立

根羽村水源の郷基金に寄せられた寄付金は、「根羽村水源の郷基金」として積み立てます。

預金利子は、根羽村一般会計に計上した後、水源の郷基金に繰り入れます。

寄付金の状況

年 度	寄 付 者 数 (人)				寄 付 金 額 (円)		
	合 計	県 内	愛知県	その他	指 定 有	指 定 無	合 計
19	153	68	72	13	1,548,500	1,450,940	2,999,440
20	141	95	26	20	2,064,500	4,043,312	6,107,812
21	55	22	16	17	393,902	5,012,752	5,406,654
22	36	17	15	4	349,500	4,714,519	5,064,019
23	30	9	15	6	281,500	3,725,897	5,007,397
合 計	415	211	144	60	4,637,902	18,947,420	23,585,322

* 寄付者は個人・団体・法人の合計数です

寄付金の申込・振込

①「寄付金申請書」で寄付金の使い道を指定し、郵送、ファックス、メールのいずれかでお申し込み下さい。

- ・郵 送 〒395-0701 長野県下伊那郡根羽村1762番地
根羽村役場 水源の郷基金 宛
- ・F A X 0265-49-2277
- ・メ ー ル info@nebamura.jp

※寄付申請書はお電話、又はホームページからお取り寄せいただけます。

- ・電 話 0265-49-2111
- ・ホ-ムペ-ジ <http://www.nebamura.jp>

②申込を確認後、村から専用振込用紙を発送させていただきますので、必要事項を記入の上、各金融機関でお振込み願います。
(恐れ入りますが、振込手数料をご負担ください。)

事業の実施と基金の処分

根羽村水源の郷基金は、寄付金を募る際にあらかじめ根羽村が示している事業に当てる場合に限り、全部または一部を使うことができます。

寄付金の額

寄付金は、一口5,000円を基本として、何口でも受け付けいたします。
※5,000円未満の金額も受け付けいたします。

事業の公表

寄付の状況及び寄付を財源に行った事業については、村広報誌“広報ねば”又はホームページなどで公表します。

寄付の優遇措置について

根羽村への寄付は、ふるさと納税として優遇税制を受けることができます。
個人の場合は一定額が所得控除、企業の場合は全額が損金算入されます。
詳しくは、お近くの税務署又は根羽村役場総務課税務係にお問い合わせください。
※寄付金額及び所得の状況によっては、控除されない場合がありますのでご注意ください。

※ご注意ください

『根羽村水源の郷基金』をかたった寄付の強要など、不当な請求が予想されます。
詐欺などには充分にご注意ください。

これらを防止するため、根羽村水源の郷基金は寄付申込書を役場に送っていただき指定の口座へ送金していただくこととしています。

お問合せ先

根羽村役場 総務課 根羽村水源の郷基金担当

〒395-0701

長野県下伊那郡根羽村1762番地

TEL:0265-49-2111